

## 第12回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(月) 午後1時30分から午後5時5分
2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室
3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(1人)

11番 磯部絹代

5. 議事日程

### 議事

- 議案第98号 農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について
- 議案第99号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第101号 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第103号 非農地証明願について
- 議案第104号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

その他

- 1) 農地移動適正化あっせん申出取下願について（報告）
- 2) 農地法第3条第1項の規定による許可の取消について（報告）
- 3) 営農面談及び新規就農者ヒアリング資料について
- 4) 農地対策委員会A班報告について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定申請者一覧表（1月認定分の資料）
- 7) 今後の予定について
- 8) その他（雑草管理勉強会について）

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局

職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。  
引き続き、職務代理者の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。

職務代理者

皆様こんにちは。今年の冬は記録的に暖冬ということで野菜が非常に安いということで野菜農家の方は大変だと思います。しかし、ここを耐えながら頑張っていきたいと思います。

それでは、ただいまより第12回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員の欠席の連絡を受けております。本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしく願いいたします。

**【農業委員会憲章唱和】**

事務局

会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、第12回糸島市農業委員会総会を開催いたします。議事録署名人は奥功委員と東司時隆委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第98号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録申出について」ご審議をお願いいたします。

内容につきまして事務局のほうで説明いたします。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上でございます

議長

ただいまあっせん譲受候補者名ということで2名の方が挙がっております。この方につきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員

2番は新規就農されまして営農実態がほとんどありません。それで、法

人が耕作している状態で申請人は営農のほうにはほとんど関係しておりません。だから、私たちはどうかなと思いますけど、皆さんの考えを聞かせてください。

議 長 事務局、今、農業委員が言われたけど、全然していないということですが、営農はどんな感じですか。

事務局 農地の所有が田畑合わせて2万5,700平方メートルほどございます。このうち9,500平方メートルが法人に貸し付けてあり、1万6,200平方メートルが経営地という状況でございます。何を作っているというのが手元の資料にない状況でございます。米とタマネギ、ニンニクという計画をしたいというところでの申出でございます。営農の詳細はつかめていない状況でございます。以上です。

議 長 もし、経営内容が分かってあれば報告をお願いしたいと思います。

農業委員 全然申請人は耕作していません。水稻、タマネギ、ニンニクをやっているのは法人の職員の方です。現法人と別部門で農地所有適格法人をつけたほうがいいんじゃないかなというアドバイスはしております。

議 長 ほかに。

農業委員 耕作は、どこに作っているんですか。

議 長 農業委員。

農業委員 東と泊のほうにあります。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら、どうぞ。

農業委員 かなりの面積ですけれども、候補地の予定もここにかなりの地区名が出ていますけれども、これは1つのところにこの面積ですか、全体でこの面積ですか。

議 長 事務局、その辺は。

事務局 特段聞き取りまではやっていませんが、3つの地区での申出が上がっている状況ですので、それ以上詳しい内容までが聞き取れていないという状況です。

議 長 農業委員が言われたように、全部人に貸して自分は全然耕作していないというふうな・・・。

これは確認してもらいましょう。

2番につきましてはもう一度確認を取って継続審議という形に持っていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 では、そのように取り計らいます。

それでは、受付番号1番につきまして、どういうふうな経営をしてあるか、分かってある分だけで結構ですので。

農業委員 七草を主にされています。自分の持つてあるのが5反以下ということで、あとは全部借りて田んぼを作っているということです。

議 長 ほかに何かこの方につきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決採ってよろしいでしょうか。

農業委員 今いろいろ問題があっているようですが、こういったあっせんの申込みというのは直接事務局のほうにされるわけですか。農業委員には3条の申請みたいに全然何もないわけですか。

議 長 ありません。

農業委員 手続的にはどうなるんですか。

議 長 事務局。

事務局 特段ないです。あっせんの候補者名簿の登録ないしあっせんで売りたい申出につきましても、この総会の場でご審議いただく以外で情報を提供するという部分はないです。

あっせんの登録の関係、売買の申出関係につきましては、直接事務局に来て書類を提出していただくという内容になっています。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員

はい。

議 長

それでは、採決を採ります。

受付番号1番につきまして、あっせん譲受候補者名に登録していい方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ということで承認します。

議 長

それでは、次に移ります。事務局。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第99号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

内容につきまして説明いたします。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

次、2番です。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上2件でございます。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、ただいまから暫時時間を取りますので、あっせん譲受候補者の指名をお願いいたします。

(休 憩)

議 長

それでは、調ったようですので、候補者名をお願いします。

推進委員	【候補者名読み上げ】
議 長	続きまして、受付番号2番の分で譲受候補者の発表をお願いいたします。
推進委員	【候補者名読み上げ】
議 長	それでは、事務局よりもう一度確認をお願いいたします。
事務局	【候補者名読み上げ】 以上でございます。
議 長	それでは、あっせん成立に向けてよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、次の議案に移ります。事務局。
事務局	議案書の9ページをお願いいたします。 議案第100号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 ご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、第3条につきまして、番号1番から説明をお願いいたします。
農業委員	受付番号1。  【議案書に基づき読み上げて提案】  以上です。
議 長	続きまして、番号2番をお願いします。
農業委員	番号2番。  【議案書に基づき読み上げて提案】  以上です。

議 長 続きまして、番号3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

議 長 続けて4番もお願いします。

農業委員 受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

以上です。

議 長 続きまして、5番をお願いします。

農業委員 受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

以上です。

議 長 続きまして、6番をお願いします。

農業委員 受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

議 長 続きまして、7番をお願いします。

農業委員 受付番号7。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

議 長 続きまして、8番をお願いします。

農業委員 受付番号8番。



**【議案書に基づき読み上げて提案】**

よろしくお願ひします。

議 長

続きまして、9番をお願ひします。

農業委員

受付番号9番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

よろしくお願ひします。

議 長

続きまして、番号10番をお願ひします。

農業委員

受付番号10番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

以上です。

議 長

それでは、番号11番につきましては事務局のほうより説明をお願ひいたします。

事務局

受付番号11番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上です。

議 長

それでは、8番、9番につきまして住宅つきの農地でございますので、第1調査部会のほうより面談を行っております。第1調査部会長より説明をお願ひいたします。

調査部会長

10月31日に第1調査部会で面談を行いました。

**【資料に基づき読み上げて説明】**

作付計画としてはトマトやブルーベリーなど食べられる野菜作りから始められ、また、管理面では草刈り機や耕運機など機械の購入を計画しています。

第1調査部会としましては、農地を荒らすことなく利用することで近

所の方と特にコミュニケーションを図りながら農業を楽しんでくださいと声をかけています。

2人目です。

【資料に基づき読み上げて説明】

当面の作付計画としましては大根やトマト、小松菜で、今度はたくさん種類の野菜を作る計画のようです。

石の多い土地柄でもありますし、管理面を聞いてみますと、石の除去作業を行いながら土壌の改良、もみ殻などを敷きますともおっしゃってありました。

第1調査部会としましては、農業経験は豊富なようなので心配していませんが、市街化調整区域の農地であることから、農地として利用してくださいと伝えています。以上終わります。

議 長           ただいま3条の申請について説明がありました。1番から11番まで何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員       3番と4番と10番ですね。贈与の関係ですが、関係が分かったら教えてください。

議 長           農業委員。

農業委員       3番と4番の農地については親子間の贈与です。生前贈与をするということでした。

10番につきましても親子です。

議 長           ほかに何か質問ありましたら。

農業委員       11番について質問いたします。追加で2筆ということですが、これは架台が低かったと思うんですが、これは上げられて工事は終わっているのでしょうか。

議 長           事務局。

事務局       今ご指摘のように、2筆につきましては地上から2メートル10センチかさ上げる計画で許可申請をやっておりまして、この分が現在許可書がまだ農林事務所のほうから届いていない状況でございます。届き次第計画どおりに上げるものかと思われれます。以上です。

農業委員

はい、わかりました。

議 長

ほかに何かありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、3条申請に係る審査表ということで説明をお願いいたします。事務局。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請につきましては、議案書の8ページに記載しております7つの審査項目を判断材料としましてご審議いただくようになります。この7つの項目のうち1つでも「はい」に該当があれば、原則許可できないということになっております。

これを見ますと、受付番号の8番、9番につきましての経営面積が50アールに達しないという部分で「はい」がついておりますが、この分につきましては住宅に付属する農地の指定申請ということで、そもそも特例基準を糸島市のほうで設けている内容でございますので、50アールに達しない場合でも問題がないというところでございます。

次に、11番につきまして耕作の効率利用であるとか所有適格法人というところで「はい」のほうは4か所ついておりますが、この分につきましては、ご提案のとおり、太陽光パネルについての区分地上権、いわゆる耕作目的ではないというところと耕作できる状況にあるというところで設定者のほうの耕作基準につきましては除外項目となります。

以上、ほかの案件につきましては全て「いいえ」に該当しておりますので、今回11件の案件につきましては書類上の判断では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、3条の申請につきましてほとんど質問がなかったということで1番から11番までの採決を採ります。許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。  
ここで休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

議 長

再開します。

議 長

議案のほうに移ります。第4条につきましては第1調査部会のほうで面談、また、現地調査を行っておりますので、調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

議案第101号「農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」報告します。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

この土地は平成29年4月に農地改良の転用許可以降通算3回目の計画変更となり、平成30年9月総会の際に現在の計画がなされました。当時の審議では農地改良行為と言えないのではないかなどの意見も出されましたが、結果、僅差の非承認という意見書を県に提出しておりました。最終的には許可権者である県が許可基準を精査され、計画変更申請が承認されています。

現地に行きますと、既に資料2ページの写真のような状況だったため、先ほど本人との面談を実施しました。小川は水耕栽培をするんだと、防風林は実のなる果樹を植えるんだということでした。

耕作面積が3分の2程度にしかありません。第1調査部会では非承認という判断をしております。

4条は以上です。以上報告終わります。

議 長

今、調査部会長のほうより説明がありました。同じ調査部会の方で補足等がありましたら、どうぞ。

農業委員

雨水を一番心配しているということと、相手は小川を造ってその小川に流し込んでの雨水ということをおっしゃっていますが、その小川の雨水が抜けるようなところはないし、その雨水は巡回させてまたこの作物等に使うと今日も話してあったんですけど、その作物は水耕栽培という、雨水が中に流れ込みますよという話をしたんですけど、「はい」というふうな曖昧な話でした。

この前、雨が降ったとき、写真にも撮ってきているんですけども、そういうふうな自然の雨というものも非常に人工でつき上げた石垣でもありますし、それを一番心配しているところであります。以上です。

議 長

ただいま言われました石垣に関しては県のほうが許可しているから、こちらでどうのこうのということは言えないと思います。それは石垣で申請して、それを県が許可しているからですね。その分についての自分たちがこれがだめだ、いけないとかと言うのはできないと思いますので、それこそ今度申請がっております土地の周りに防風林等を全部植えるというような申請も出ておりますし、また、この小川もまた水耕栽培をしてハーブ系の葉っぱなりを小川の中で栽培するというような計画です。また、石垣は施工途中で、完成後は水も出ないとも言っていました。

それで、こっちから農業的に言うと、これは本当に庭園だというふうにししか見られないんですけれども、話を聞くと、そういうふうな言い方もあるかと思いつながり聞いていました。

皆さん意見等がありましたら、どんどん出していただきたいです。

農業委員

さっき農業委員のほうからもありました防風林ですが、あそこに何本か植えてあったのは樫の木と柳みたいな冬には葉が落ちるやつとかありましたので、それが全部どこまでするのかがよく分からないということがまだありますので、本当に今ミカンだけだったら、あんまり防風に必要なんです、はっきり言いまして、私はそう思います。

議 長

あれだけ高くなっているから、高く石垣で組んだというんですよ。防風林をしても風は当たるんじゃないかなというふうな解釈はできます。

ほかに何か意見ありましたら。

農業委員

この人は新規就農でありますけど、どこかに研修とか何か行かれたことはあるんですか。

議 長

事務局。

事務局

研修に行くとか、研修先がどこだということまでの聞き取りまでは行っていませんが、かんきつ系の部分についてはいろいろ自分で聞きに行ったりとかはされてあるようです。何か今回の聞き取りでも、かんきつ系といっても多種多様なやつを作りたいために段々畑にしたんですというのをおっしゃってあったので。

農業委員

分かりました。

議 長

農業委員。

農業委員　　ここはもともと排水が悪いということでの一時転用から始まっていますけれども、県のほうが石垣を置いてミカンとかを許可されたということなんですけれども、ここにまたそれ以上の小川をつくったりというのは農地としていいのかなと。もともと排水が悪かったところにまたそんなにしてずっと庭園みたいな形の果樹園を造るということですよね、今度の申請は。

議　長　　もともとの小川も計画になかったからですね。申請者が言われるには、この小川の中で水耕栽培すると。

農業委員　　県が許したのは石垣まではという形での許可だと。その次の小川で水耕とかになると、そこら辺も含めての許可だったんですかということを知りたい。そこまでの許可をもらっているのかということ。

議　長　　そこは計画変更です。

議　長　　農業委員。

農業委員　　別冊の調査資料の3ページの上のほうの写真を見ると、真ん中のほうに橋じゃなからうかと思うんですが、橋は何で必要なんですかね。

調査部会長　　面談したところで言いますと、農機具を運ぶため。  
東側に農機具を置いてあるところがあるんですよ。そこから入ったら効率はいいですよと言ったら、あそこは全部閉め切って人が入らないようにするんだと。だから、ここから。

農業委員　　わざわざこんなところを抜けて通る必要ないでしょう。危ないから、なるべくならこっちの上を行かれたほうが本当は農機具のためにはいいんだから、これはこけたりしたり大げがする。これはあくまで庭園としか見えないです。

議　長　　農業委員。

農業委員　　この石垣はどうして県の許可が下りたんでしょうか。

議　長　　事務局。

事務局　　今回別紙の資料で1枚ものがあります。先ほど部会長のほうからありましたとおり、平成30年の9月総会にかけまして僅差でこの計画変更は

非承認だということところで総会で結論が出ましたので、意見書を県のほうに提出しております。県のほうから説明いただいた内容というところで別紙でつけさせていただきますいております。

結局、この表の県の見解というところでポイント的には下から4行目ですかね。ここでいう土地の利用とは本人の農業経営計画を阻害することができない。この農地を本人がこういう営農でやりたいという部分について非効率だの云々だのというよりは、本人の経営計画を重視しますと。逆に非効率という理由では承認できないんだという許可基準、承認基準がないというところの説明でした。

本人がそういう営農計画であれば、石段は非効率だからだめですよという理由では本人の計画を阻害できないんだというところでの判断を県がしたということでございます。以上です。

議 長 農業委員。

農業委員 石垣で何を作っているんですか。

議 長 事務局。

事務局 議案書のほうですけど、20ページが分かりやすいですかね。ハーブの横に石垣の絵がありまして、図面でいえば南側になりますけど、こちらが甘夏、その下の段も甘夏。申請地の右側がデコポンというところですよ。この丸で囲んだところが防風林というところで檜の木等とかという話も今日出まして、あと、この防風林の下にはハーブを作りたいというお話も今日出ております。小川のほうについても水耕栽培で小川の中に水を巡回させるためにハーブとおっしゃっていましたがね、水耕栽培で地盤である分とこの小川の施設といいますか、この施設でやりたいというところを今日聞き取りさせていただいた次第でございます。

議 長 ほかに。

農業委員 さっきの事務局の回答でいくと、この小川もこの橋も、効率的には収益が落ちるかもしれないが、本人がやりたい農業の一つということで捉えられたら、これは県のほうは許可は下りるということに最終的にはなるのでしょうか。

議 長 最終的には多分県のほうは出すんじゃないかなとは思いますが、さっき調査部会長からも言っていましたように、この橋の進入路といいますか、そこが都市計画法では一体化してはいけないということになってい

ます。皆さんの考えを十分に出してください。

農業委員　これは本人の土地ではないでしょう。借りた農地みたいで、持ち主の方の…。

議　長　承認は取ってあります。

農業委員　取ってあるんですか。  
計画をこういうふうに変えたにしても、それもちゃんと取ってあるんですか。

議　長　事務局。

事務局　計画変更承認申請の添付資料として同意書というのがついているんですけど、この2筆の所有者の同意が今回の計画変更申請にも添付されておりますので、地権者は承諾済みだということでございます。今回3回目の計画変更になりますけど、その都度、計画変更を出される時は地権者の同意書はついているので、地権者のほうは現在の計画等は御存じのはずです。

議　長　どうぞ。

農業委員　皆さん言われるように、見た目が庭園のようになっております。それでも見た目の判断ではだめというところですかね。

議　長　事務局。

事務局　農業委員会としてそこが一番ポイントになってくるところということで、平成30年の総会の際もそういうところが出ましたが、営農計画、いわゆる事業計画でだめだということを言うにはきちっとした基準がないというところでございます。

ただ、この県の見解で書いてありますとおり、前回の指摘の中で38アールある中で作付計画書というのが20アールで提出されていた分を県が書類精査をしたときに、このままじゃ、何で半分も減らすんですかという部分の意見のもとに、作付計画を35アールに変更して出したという経過があるようでございます。そういう経営面積等もある程度は見ているのではないかという期待はありますが明確な基準、見た目の判断という部分についての基準は実際のところない状況でございます。以上です。



議 長

農業委員。

農業委員

初歩的な質問ですけど、県の意見書の中で真ん中ほどに、立地基準は、農振農用地であるが、一時転用だから許可できる。一時転用と一般の転用というのはどこが違うのですか。

議 長

事務局。

事務局

その行為によって出来上がりが農地以外になるよというのが恒久転用でございます。一時転用という表現になるのが、工事の造成期間中とか工事期間中は耕作できない状況になり、それが一時的な転用に該当します。工事の仕上がりは農地とする計画であれば一時転用となります。

議 長

ほかに何か意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

説明には小川でハーブや水耕栽培をして、作物はこういうふうにできるんですよというのも見せたいというようなことです。また、かんきつ類にしても、収益はそんなに上がらなくていいけれども、そういった葉っぱなり汁といいますか、そういったものをブレンドしてまた新しい商品を開発したい、そのためにこういうふうなものを造るんだというふうな言い方はしてありました。

そういうことで、採決採ってよろしいですか。それでは、さっき調査部会長から言ってありました橋の先が隣地から出入りするということで都市計画法上問題があるんじゃないかなということで不許可相当だと判断をしますということですが……。 (発言する者あり)

まず、ここに載っております事業計画のみを変更する場合ということで審査項目が3つほどあるんですけども、d、e、fとあるんですけども、この中のfにつきましてはまた関わる一般基準の項目がありますので、そこら辺はまた説明をしながら一つ一つ採決を採っていきたいと思います。

事務局のほうより説明をお願いいたします。

事務局

今回、計画変更ということでございますが、この一覧表の分で見るところになるというところで聞いております。表のほうを見てみますと、下段のほうに「2転用目的を変更せず事業計画のみを変更する場合」に今回該当をしてくるわけでございます。

今回、調査部会提案としては、計画等を見て非承認ではないかというところがございますので、審議の際には各項目にそれぞれ沿って、該当する、該当しないというところでの採決が必要だということで県のほうから伺っておりますので、今回採決していただく分につきましては、この別紙でつけておりますd、eでございます。

fにつきましては14ページに記載しております農地転用許可基準と、14ページの分については一般基準という項目でございます。15ページにつきましては立地基準、こちらがfでいうところの農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであることという部分については、14ページの一般基準、15ページの立地基準も考慮して審査する。

このd、e、fが全て該当するかどうかという採決によって、総会のこの案件に対しての意見が決定するということになります。

14ページの審査表につきましては、この別紙分のdと同じ内容でございます。資力及び信用というのがdでございますので、14ページの分の1番につきましては採決不要かと思えます。

次に、2番の転用行為の妨げとなる権利ということで、先ほど農業委員からご質問があったように、地権者の同意、ほかに権利を妨げる者がいないということで、こちらも採決から外してよろしいかと思えます。2番については権利者がいないということになりますので、この分は採決から外せると思えます。

あとは3番ですね。申請に係る用途に遅滞なく供することができるという部分についてどうかということと、4番、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みというところで、こちらが先ほど出た都市計画法上の絡みはどうかということでございます。

5番につきまして、申請地と一体として利用される農地以外の土地がある場合ということで、こちらの分につきましては別紙にあるとおり、県の見解としては本人の事業計画を妨げられないということでございます。

6番、計画の面積の妥当性ということで、こちらは特段県のほうとしては何平米減少になれば許可できるとかできないとかという基準がございません。今日の面談で部会長のほうからも3分の2程度になったと、今回の聞き取りで3,800平米ほど面積のうち提示があった面積が2,600平米でございましたので、約1,200平米は石垣等で取られてしまっているという状況でございます。こちらのほうで計画の妥当性という部分ですね。

7番につきましては宅地造成の目的と関係ございませんので、こちらは外します。

8番、周辺農地等に係る営農条件への支障の有無ということで、こ

の分が周辺農地につきましては一番端の土地という部分もあるんですけども、こちら「等」というところで判断いただく際に、先ほど農業委員のほうからもありましたが、大雨時の雨水排水の対策が不十分じゃないかという意見もございました。この分を考慮しまして採決のほうは必要ではないかと思っております。

9番、一時転用である場合にはということで、今回まさにここなんですけれども、速やかに農地として利用ができることということでございます。

今回この14ページで審査いただく事項としては、3番、4番、5番、6番、8番、9番と考えております。別紙のd項目、e項目、3、4、5、6、8、9、時間を要しますが、これでそれぞれ決を採っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長

それでは、採決に移ります。

dの項目、変更後の転用業者がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められることということで、認められる方の挙手をお願いいたします。

事務局

すみません。この分につきましては資金計画書が添付されていることを報告して改めて決のほうをお願いしたいと思えます。

議長

dにつきまして認められると思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

続きまして、eの変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められるということで、認められると思われる方の挙手をお願いいたします。

(挙手 7人)

議長

残りの一般基準につきましてはの項目、3番になります。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ということで、確実性と思われる方の挙手をお願いいたします。

これ採決する前にもう一回一つ一つ事務局が説明しないと、どうすればいいのか分からないみたいですから。

事務局 分かりました。14ページの3番でございます。許可を受けた後、申請に係る用途に遅滞なく供することが確実であるかどうかという部分につきまして採決いただくわけですが、こちらの分については許可期限が今年の7月30日というところになっておりますので、こちらまでに完成する目的が認められるかどうかという判定でよろしいかと思いません。よろしくをお願いします。

議長 計画どおりに工事が完了するかどうかということでもう一度再度決を採ります。確実性があると思われる方の挙手をお願いいたします。

(挙手 5人)

議長 それでは、4番につきましてまた事務局のほうよりよろしくをお願いします。

事務局 4番につきましてというところで、申請に係る事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合というところで、先ほど出てきました都市計画法上でいう敷地拡張という部分がこの分で法令との調整の見込みがあるんだと思われる方で採決をお願いしたいかと思いません。

議長 それでは、4番についての挙手をお願いいたします。(発言する者あり)

事務局 この件に関して都市計画法がクリアできる見込みがあるか、都市計画法上は敷地拡張はだめですよ、建物の敷地に供することはできませんよというのが都市計画法上の決まりでございますので、一体利用するというお話を聞いた中で、この都市計画法上どうなのかというところを皆さんがそれぞれ思われることで判断していきたいと思っております。

議長 都市計画が許可するという見込みがあると思われる方は挙手をお願いいたします。

農業委員 会長に聞きますが、そこが何か問題があるということでしょうか。

議長 行政庁の許認可を要するということで、この申請が他法令の許認可を取る見込みがあるかないか・・・

農業委員 自分たちが判断しろということでしょうか。判断できません。

事務局 そうですね。今回の聞き取りの内容ということで、都市計画課と協議を  
してくださいということで終わっていますが、都市計画法はこの計画で  
引っかかってこないだろうと思われる方が許認可ができるという判断に  
なるかと思えます。

農業委員 10ページの資料の都市計画課に該当しないということになっていま  
すと、これでよろしいんじゃないかと思えますが、我々の意見も大事です  
かね。

事務局 別冊資料の分で、都市計画課の意見が市街化調整区域であり建築物の敷  
地とならなければ支障がないというところで、既存建築物の敷地の拡張  
を含むというところがございます。建築物の敷地として一体利用にした  
らだめだよという都市計画課の意見がございますので、その辺で都市計  
画課がこのように書いているから問題ないだろうと思うという方は見込  
みがありというところになって、いや、都市計画法は確認しないと分か  
らないよねと、はっきりこの場で都市計画法はクリアするものだと思わ  
ない方は挙手しないというところで決を採ってはどうかと考えておりま  
す。

議 長 それで、都市計画課が許可すると思われる方の挙手をお願いいたしま  
す。

(挙手 3人)

議 長 それでは、5番についてまた事務局のほうよりお願いします。

事務局 5番についてです。事業の目的に供する土地に土地を利用できる見込み  
があるかというところがございますので、今回の事業計画がどうかとい  
う部分については入ってこないかと思えます。この分について、申請  
後、農地利用、事業計画にある作付計画等ができるものかどうかという  
判断になるかと思えますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、5番につきましてその土地の利用見込みがあると思われる方  
の挙手をお願いいたします。この土地が計画どおりの作物等を植える  
と。(発言する者あり)

事務局 すみません。この分、申請地と一体として利用されるという部分につ  
いては、ごめんなさい、この分は該当ないということで考えてよろしいか

と思いますので、こちら採決は不要かと思います。すみません。この5番については併用地の申請が出ておりませんので、該当ないと考えてよろしいかと思いますので、採決不要かと思います。

続きまして、計画の妥当性というところでございますが、この分、今回の聞き取りした内容、今回の添付している図面で計画面積の妥当性ということで、38アール中26アールになった部分、水耕栽培をされる部分とか含めまして、段々畑で自分の事業に絡めた作物を選定したいという希望もありますので、こういう分を含めた計画面積等の妥当性というところでご判断いただきたいと思います。

議 長           6番に行きたいと思いますが、よろしいですか。計画面積の妥当性ということになっておりますが、耕作面積は3分の1ぐらい減っております。それが妥当なのかどうかですね。計画面積に対しまして妥当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議 長           それでは、8番につきまして事務局のほうよりお願いいたします。

事務局           周辺農地等に係る営農条件への支障の有無というところで、今回この造成計画をする上で周辺農地や、「等」というところで周辺地域というところで影響があるかないかの判断になるかと思います。この分につきましては、すみません、先ほどのeとかぶっておりますので、この分は先ほどeのほうで7人の方が承認ということで、採決は不要かと思いません。

最後9番でございますが、一時転用である場合には、その妥当性というところで、速やかに農地として利用ができることと認められますよというところでご判断いただければと思います。

議 長           それでは、9番につきまして工事が終わって速やかに農地として利用ができると思われる方の挙手をお願いいたします。

(挙手 1人)

議 長           ということで、判断といたしましては……。

事務局           そしたら、確認いたします。審査項目という中で、まず、別紙のdにつきましては資金計画ということで承認せざるを得ない状況で全員ですね。

e、変更後の転用事業によるという部分については、先ほどの決によれば、7名の方が承認ということで過半を切っている状況でございます。

14ページにつきましては、3番、相当と思われる方が5名いらっしゃって過半を切っているという状況です。

4番、こちらにつきましても3人、相当という判断もありましたが、過半を切っているという状況です。

6番につきましてはゼロということで、全員が承認できないという内容でございます。

最後の9番、こちらにつきましては承認相当じゃないかという意見が1人でしたが過半を切っている状況でございます。

別紙のほうのdに戻りますと、dからfの全てに該当するかどうかということであれば、今申し上げたとおり、過半を下回っている状況だという結果でございます。

議 長 以上、過半を全部下回っているということですので、認められないということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 そのようにいたします。

議 長 次の審議に移ります。事務局。

事務局 議案書の23ページをお願いいたします。

議案第102号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、5条につきまして調査部会長のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長 議案第102号「農地法第5条第1項の規定の規定による許可申請について」報告します。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農地区分は第2種農地で代替地となる場所がないため、問題ありません。

特に関係各課からも支障となる意見も出ておりませんので、第1調査部会では周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

農地区分は第3種農地で問題ありません。

都市計画課の意見にあるように、現在申請地の南側の道路について建築基準法の道路となり得るかどうかの確認を行っている最中です。

第1調査部会では周辺農地への影響がないため建築基準法の道路と認められる場合は許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号3番。

#### 【議案書に基づき読み上げて提案】

農地区分は第1種農地ではありますが、集落に接続して建築されるため不許可の例外に該当します。

また、関係各課からも特に支障となる意見も出ておりません。

第1調査部会としては周辺農地に影響がなく許可相当と判断しています。

受付番号4番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、農地造成に伴う一時的な工事であり、不許可の例外に該当し、問題はありません。

また、関係各課からも特に支障となる意見も出ておりません。

第1調査部会としましては周辺農地に影響がなく許可相当と判断しています。以上終わります。

議長

ただいま5条の申請が4件出ております。4件の中で何か質問、意見がありましたら、お願いいたします。

農業委員

受付番号の1番ですね。どういうものを置く計画ですか。



議 長 事務局お願いします。

事務局 計画によりますと、回転棚とフードボックス、カーテン材等を置きたいというところで（発言する者あり）カーテン材と書いていますね。

事務局 畜舎内の施設の資材だろうと思います。

農業委員 申請者は建設関係の会社です。それで、今回いろんな建設関係に手がけられている会社でして、こういった畜産とかの資材も扱われているということで、その置場という今回申請だと思います。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員 4番ですけど、結構高さが3メートルぐらい段差がつくんですけど、それはこの地主さんのほうは許可されてあるのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 こちらは今回、所有農地のほうを農地改良するというところで、全体的に申請地の西側に勾配をつけてということですね。今回、境界を侵してまで造成はしませんというところと、既存の取水口はありますが、排水については今回の造成で高さが変わるということで中央部に排水をしている状況ではございます。

排水に問題があれば、周辺農地の影響というのも出てくるかと思いますが、この計画図もついてますとおり、中央部に排水路は今回計画してあるようでございます。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかに何か質問、意見ありましたら、お願いします。

(質問、意見なし)

議 長 この2番についての接道に関しては許可が出ているのかな。はっきり分かっているのかな。

事務局

いや、まだ。

議長

それは後でこれが出れば許可ということで出していくんですか。

事務局

県のほうにも話はしておりますが、確認します。

議長

2番につきましては接道に関しましてまだ認可が下りているかどうか不明ですので、1番、3番、4番につきまして採決を採りたいと思います。1番、3番、4番につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

2番につきましては今確認しておりますので、ちょっと待ってください。

2番につきましてはの接道に関しては、まだ許可は出ていないですけども、受け取ったということは許可が出る見込みがあるという判断だということで今事務局が確認をとりました。

2番につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

長く続いていますので、非農地証明に行く前に休憩を取ります。

(休憩)

議長

再開します。

本当に申し訳ないんですけど、5条の採決が終わった後に一般基準項目の審査表の説明をしていなかったもので、事務局のほうより説明をお願いいたします。

事務局

農地法の許可相当の基準ということでございますが、14ページに記載しております一般基準という部分ですね、先ほど審議いただいた内容の分の基準でございます。それと、議案書の23ページ以降、申請案件の横に立地条件、こちらのほうが立地基準となります。立地基準と一般基準それぞれ相当となれば、許可相当の判断ができるものでございます。

まず、受付番号1番でございますが、説明があつたとおり、農地区分につきましては第2種農地でございます。代替地、ほかにこういう土地が確保できない場合、許可できますよという場所でございますけれども、立

地基準上この分については該当する。

2番につきましては、農地区分としましては第3種農地、インターから300メートル以内の圏内にあるというところで第3種農地の判定をしております。

次に、受付番号の3番、農地区分としては第1種農地、農地の広がりがある農地、10ヘクタール以上の広がりがある農地ということですが、例外規定ということで集落に接続する、申請地のすぐ南側、西側に集落がありました。こちらに接続して設ける住宅ということで不許可の例外に該当しますので、立地基準上もクリアするということになります。

4番につきましては農振農用地内の農地ということで、こちらにつきましても工事に伴う一時的な転用ということで、出来上がりが農地で活用ということでございますので、立地基準上はクリアするということでございます。

14ページの一般基準につきましては全て「適当」、「該当なし」というところで、最後4番につきましても一時転用は4番だけ該当してきますが、こちらのほうも作付計画等も出ておりますので、問題がないという判断になります。

よって、こちら書類上の審査につきましては許可相当と言えるものであるというところで採決を終えたところでございます。以上でございます。

議長 すみません。どうもありがとうございました。

議長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の45ページをお願いいたします。

議案第103号「非農地証明願について」ご審議をお願いいたします。

議長 非農地証明願ということで9件ですかね、かなりあります。調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長 議案第103号「非農地証明願について」報告します。  
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

現地は住宅が建っていました。添付された平成11年度の土地の名寄せ帳を確認しますと、宅地課税となっており、20年以上前から宅地となっていることが認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、番号2番から4番は家族ですので、続けて説明します。

#### **【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、受付番号5番。

#### **【議案書に基づき読み上げて報告】**

平成8年に農地転用の5条許可により着手されていることから20年以上前から宅地となっているものと認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、受付番号6番。

#### **【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地は鶏舎が建築されていました。平成6年に農地転用の5条許可により着手されていることから20年以上前から宅地となっていることが認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、受付番号7番。

#### **【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地はいずれも山林化しており、農地への復元が困難であることが確

認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、受付番号8番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地はいずれも山林化しており、農地への復元が困難であると認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、受付番号9番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地はクヌギなど山林化しており、農地への復元が困難であると認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。以上報告を終わります。

議 長 事務局。

事務局 申し訳ありません。別添資料でございます。27ページでございますけれども、誤植がございました。この場で訂正をお願いいたします。

27ページの9番ですけれども、所有者の欄、こちらを誤って8番と同じ方を書いております。議案書のほうが正しくなっております。現地資料のほうが誤りでございます。この場で訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま非農地証明について説明がありました。何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員 番号1番に行ったときに、かぶった状態でどうなっているのかなという話がありましたが、そのところを詳しく教えてください。

事務局 現地に住宅と事務所がありました。ただ、この土地が、非農地であるかどうかということでございます。添付の課税資料等も願い出地については

宅地課税になっているというところです。

議 長 聞いたら、分かっていると、貸していると言ってありました。こういう状態なので、非農地証明願を出しているというようなことの話だったです。

農業委員 分かりました。

議 長 だから、よく20何年前から、あそこのところは農業委員さんが何人も出たということで、よく何も言われなかったなと思って、申請人に尋ねています。以上です。

ほかに何か質問、意見がありましたら。

農業委員 意見じゃないんですけど、聞きたいんですけど、2番3番4番は山林化はしているんですか。

議 長 木がいっぱい生えております。

農業委員 ああ、そうですか。

議 長 もう山林化です。

農業委員 分かりました。ありがとうございました。

事務局 すみません。たくさん写真がある中でここを抽出しまして分かりにくかったと思います。今後気をつけて写真のほうを選定していきます。申し訳ございません。

議 長 ほかに意見、質問がありましたら、どうぞ。採決に移ってよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、非農地証明願につきまして証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の65ページをお願いいたします。

議案第104号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」ご審議をお願いいたします。

次の66ページのほうで説明させていただきます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上2件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、2件の集積計画が出ております。この2件につきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、その他の項に入っていきたいと思います。事務局。

事務局

**【資料に基づき報告】**

議 長

それでは次に、農地対策委員会A班から報告をお願いします。

農業委員

**【資料に基づき報告】**

議 長

農地対策A班の報告ということで今報告がっております。

続きまして、農政対策委員会のほうより報告をお願いいたします。

農業委員

**【資料に基づき報告】**

議 長

それでは、今後の予定等について事務局よりお願いします。

事務局

**【資料に基づき説明】**

事務局

それでは、閉会のほうをしたいと思います。閉会の挨拶を副会長よりお願いいたします。

副会長

今日は本当に長時間ご苦勞さんでございました。いろんな審議もありましたが、ありがとうございます。

これをもちまして第12回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞さんでした。

令和2年2月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

15 番 奥 功

16 番 東 司 時 隆